

令和8年9月1日

保護者様

飯野小学校長

非常時における児童の登下校の指導及び授業の実施基準の再改定について（お知らせ）

平素から本校の教育活動及び防災対策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、令和8年4月30日付け文書にてお知らせしましたが、このたび、鈴鹿市教育委員会より tetoru で通知（令和8年8月26日付）があったように、これまで大雨に係る授業の実施基準については、台風接近に伴うレベル3大雨警報に限定しておりましたが、今般の豪雨等の状況を鑑み、あらゆる大雨警報に対応できるよう、レベル3大雨警報における「台風に伴う」という限定を外すこととなりました。

つきましては、変更内容をご理解いただき、改めて、非常時の対応について、各ご家庭でお子様と確認いただきますようお願いいたします。

場面	対象となる警報（変更後）	対応
始業前に発表 （午前7時の時点で既に 発表中）	・ 暴風（雪）特別警報 ・ 大雪特別警報 ・ レベル5大雨特別警報 ・ レベル4大雨危険警報 ・ <u>レベル3大雨警報</u> ・ 暴風（雪）警報	授業中止
始業前に解除 （午前7時までに解除済み）	同上	安全確認 後、通常ど おり実施
始業後に発表 （午前7時以降に発表）	同上	中学校区で 協議の上、 対応を決定